

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、徳島市一宮町東丁612の吉川英治の請求に係る監査の結果を、平成15年8月4日決定したので、次のとおり公表する。

平成15年8月19日

|         |     |   |   |
|---------|-----|---|---|
| 徳島県監査委員 | 四十宮 | 惣 | 一 |
| 同       | 藤   | 江 | 駿 |
| 同       | 嘉   | 見 | 博 |
| 同       | 福   | 山 | 守 |

- 第1 請求の受付  
平成15年6月9日付けで提出された監査請求は、これを受付した。
- 第2 監査の実施
- 1 請求人の証拠の提出及び陳述  
監査請求人（以下「請求人」という。）に対して地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第6項の規定に基づく陳述の連絡を行ったが、請求人からは陳述を行わない旨の意思表示があり、また、新たな証拠も提出されなかった。
- 2 監査対象機関  
農林水産部農林水産政策課を監査対象とした。
- 第3 監査の結果  
本件監査請求は、理由がないので、これを認めることができない。
- 第4 決定の理由
- 1 請求の要旨  
錦野斌彦農林水産部長は平成15年正月に別紙資料のとおり年賀状を公費を使って出した。この行為は漫然と過去の例にならない不当に公費を支出したものである。現今の厳しい環境を正しく認識し、改革すべき努力をせず、唯々諾々と過去の事例を踏襲したことは時代錯誤もはなはなしく、特に職員に服務規律を指導し、行政の効率化を進めてきた人事課長、総務部副部長経験者として公私の認識欠如は責任を追求されて当然である。  
年賀状は日本の習慣であるが、基本的には私的な行為であり、虚礼の廃止を進めている公的な面ではその用途は限定されるべきであり、時代により許された行為も時の変化により不当支出となることを知るべきである。行政のトップに立つものの認識はいつも厳しくしていかなければ職員を指導する事はできないし、県民に共感を得る行政はできない。徳島県としてどうしても年賀状を出さなければならないのであれば集中して1箇所から徳島県として出せば足りるものである。  
徳島県農林水産部長錦野斌彦の年賀状は個人的な売名行為を公費を使って行うのであるから著しく公正を欠く行為であると言わざるを得ない。一般的に県民は部長が誰であるかは重要なものではない。それが個人名が出てくることは個人的に関係が生じることであり、それならば個人的な問題として私費印刷し部長名を使って出せばよいのである。  
部長は県職員としての最高の給料と手当により、その品位は確保されている。交際の広さはその手当に見合うように支給されていることを忘れてはならない。  
本件年賀状（代金21,500円）は公費を支出する必要は全くないものであるから、徳島県に損害を与えたのであるから別紙資料により確認した支出額の返還を命じて欲しい。（以上、原文のまま掲載）
- 2 判断
- (1) 請求書の要旨から、請求人の主張を整理すると、年賀状は日本の習慣であるが、基本的には私的な行為であり、農林水産部長名で送付した年賀状は、個人的な売名行為を公費を使って行ったもので、公正を欠く行為であり不当支出にあたるので、年賀状代金21,500円を県に返還させるよう適切な措置を求めるというものである。
- (2) はじめに、本件請求に係る年賀状の処理状況等について調査したところ、次のとおりであった。
- ① 年賀状の差出人は、徳島県農林水産部長ほか部内幹部職員7名の連名（以下「部長名等」という。）である。
- ② 年賀状は農林水産政策課において450枚購入し、うち430枚を発送している。
- ③ 送付先の内訳は、県選出国會議員が7枚、県議會議員が42枚、市町村長が50枚、マスコミ関係者が34枚、農林水産省関係者が23枚、審議会等委員が89枚、関係団体の役員等が141枚、市場関係者が44枚である。
- ④ 年賀状（450枚）の購入に要した経費22,500円は、一般会計（款）農林水産業費、（項）農業費の役務費から平成14年12月6日に支払われている。
- (3) まず、年賀状の経費の支出に関する財務会計上の事務手続きについてみる。  
年賀状の購入にかかる経費については、交際費として支出する場合もあるが、一般の官製葉書の購入と同様に通信運搬費として役務費によって支出するのが適当とされている。また、購入にかかる経費の支出負担行為の権限は、徳島県事務決裁規程（昭和42年徳島県訓令第160号）別表第三の財務関係事項のその二に基づき、役務費の場合1,000万円未満にあっては、課長とされており、支出命令についても、全て課長の権限とされている。  
そこで、本件年賀状にかかる支出手続について確認するため、支出関係書類を徴したところ、本件年賀状の購入にかかる支出負担行為決議書兼支出命令書にお

ける執行機関の決裁権者の欄には、農林水産政策課課長補佐の印が押されていたが、このことは、同規程第19条の規定に基づき第一順位者である課長補佐が代決したものであり、その手続きにおいても、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）に則り処理がなされていた。

以上のことから、財務会計上の事務手続については、適正に処理されており、また、本件年賀状の購入及び経費の支出に関しては、部長の権限に属するものではないことが認められた。

- (4) 次に、部長名等で送付した年賀状の購入にかかる経費の支出が、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出にあたるかどうかについてみる。

本来、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならないものであり、普通地方公共団体である県の予算執行（役務費の支出）が行われる場合においても、社会通念上許される範囲での支出がなされなければならない。

そこで、部長名等で年賀状を送付することが、社会通念上儀礼の範囲を逸脱しているか否かは、必要性和相当性の観点から、その行為と行政事務との関連性、送付先の内容、経費の面について総合的に判断しなければならない。

① まず、部長名等で年賀状を送付するという行為と行政事務との関連性について、農林水産行政を進めていく上で、関係者の理解と協力を得ることは、重要な行政目的実現のための手段のひとつと考えられ、普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の交際を行うことは、普通地方公共団体も社会的な実体を有するものとして活動している以上、事務の遂行に随伴するものとして認められる。

② また、年賀状の送付先の選定については、監査対象機関である農林水産政策課で確認したところ、まず、農林水産部内の各課から職務上関係の深い送付先の案が提出され、農林水産政策課において重複の有無、送付の必要性等の精査を行った後に、各課において宛名書きを行い発送しているとのことであり、その間、差出人の一人である農林水産部長が送付先の選定には関与しておらず、宛名行為を目的として恣意的に年賀状を送付したということは認められなかった。

③ 年賀状の購入にかかる経費は、22,500円（450枚購入）であり、前年度に比べ12,500円（250枚）減額していることが認められた。このことから、年賀状の送付に際しては、送付先の見直し作業を実施しており、経費についても節減に努めていることが窺われ、漫然と公費が支出され、著しく支出の裁量権を逸脱、濫用した支出行為とは認めがたいものである。

④ よって、これらのことから、本件年賀状の購入にかかる経費の支出が、行政事務との関連性、送付先の内容、経費の面からみても妥当な範囲で行われており、これに伴う経費の支出は、社会通念上許されるものであると認められ、公私を混同した違法若しくは不当な公金の支出であるということはいえないものである。

- (5) 以上、請求人の主張には理由がないものと判断する。